

戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送請求用）

宛先 狭山市長

令和 年 月 日

申 請 者	住所 <small>（法人の場合は所在地）</small>			
	フリガナ			
	氏名 <small>（法人の場合は法人名 及び代表者氏名）</small>	社印または 代表者印		
	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	日中連絡可能な 電話番号	
	戸籍筆頭者との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫または妻） <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母、祖父母） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子、孫） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※委任状または疎明資料が必要です		
	使用目的	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 自動車の登録 <input type="checkbox"/> 年金（ <small>年金の種類</small> 年金 / <small>使用目的</small> ） <input type="checkbox"/> 相続手続き（相続放棄・相続登記・その他） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	提出先	（具体的に記入してください。例：〇〇年金事務所、〇〇法務局、〇〇市役所）		

必 要 な 戸 籍	本籍	狭山市		
	筆 頭 者	フリガナ	ど 抄 本 の 場 合 が 必 要 で す か	フリガナ
		氏名		氏名
生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日			
請 求 す る 証 明	必要な証明の番号に○と通数を記入してください。		筆頭者との続柄	<p>【必要な戸籍について希望がある方はご記入ください】 例：狭山 花子の出生から死亡までを各1通 ・〔 〕の出生から死亡までを各 通 ・〔 〕の〔 〕から〔 〕までを各 通 ・〔 〕と〔 〕の 関係がわかるものを 通 ・その他（ ）</p> <p>【戸籍附票に記載が必要な場合はチェックしてください】 ※チェックがない場合は、省略したものを発行します <input type="checkbox"/>戸籍の表示（本籍・筆頭者） <input type="checkbox"/>在外選挙人 <input type="checkbox"/>住民票コード（※住民票コードを記載する場合は、 使用目的及び提出先を必ず記載してください。記載 がない場合や使用目的によっては、交付できない場 合があります）</p>
	1 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	通	
	2 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450円	通	
	3 除籍全部事項証明（除籍謄本）	750円	通	
	4 除籍個人事項証明（除籍抄本）	750円	通	
	5 改製原戸籍謄本（昭和・平成）	750円	通	
	6 改製原戸籍抄本（昭和・平成）	750円	通	
	7 戸籍附票（謄本）	200円	通	
	8 戸籍附票（抄本）	200円	通	
	9 身分証明書	200円	通	
	10 独身証明書	200円	通	
11 その他（ ）		通		
備考				

この申請書のほかに同封するものがございます。裏面をご確認ください。

同封するもの

下記1～3（申請内容によっては4・5）及び当申請書を同封して本籍地へ送付してください。

1. 手数料分の郵便定額小為替もしくは現金書留

郵便定額小為替の購入方法等については、株式会社ゆうちょ銀行HPをご確認ください。



※証券（郵便定額小為替）による納付を受ける場合、地方自治法施行令第156条で「納付金額を超えないものに限る」と規定されております。証明書交付手数料の納入金額を超える郵便定額小為替の送付があった場合、改めて、証明書交付手数料分の郵便定額小為替または現金を再送付していただく必要があります。先に送付された郵便定額小為替は、証明書返送時に返戻させていただきます

※郵便定額小為替の券面については、何も記入せず空欄のまま送付してください

2. 返信用封筒

申請者の住民票上の住所、郵便番号、氏名を記入し、切手を貼付してください。

なお、個人による申請の場合は住民登録地、法人の場合は主たる事務所の所在地以外への送付はできません。

3. 申請者の本人確認書類の写し（現住所が確認できるもの）

例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書等

現住所が裏面に記載されている場合は、両面のコピーを同封してください。現住所の記載がない場合は、本人確認書類の写しに加えて、住民票又は戸籍の附票の添付が必要です。

※マイナンバーカードは裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されているため、表面のみの写しで構いません

4. 関係のわかる資料（戸籍等）の写し

同一戸籍内に記載のない直系血族（父母、祖父母、子、孫等）の方は、その関係がわかる戸籍の添付が必要になります。

また、直系血族以外からの申請については、委任状や関係のわかる資料（戸籍等）が必要です。

5. 委任状（代理人が申請する場合）

代理人が申請する場合は、申請書の「申請者」欄に代理人の住所、氏名、電話番号等をご記入ください。また、申請理由、提出先及び利用目的を具体的にご記入ください。

【送付先（本籍が狭山市の場合）】

〒350-1380

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 市民課 住民記録担当

電話：04-2937-5854（直通）

○詳しくは、市公式HPをご確認ください
【郵送請求について】 【郵便定額小為替について】

